

前橋市敬老祝金条例の改正について（議案第28号）

長寿包括ケア課

1 改正の理由

平均寿命の伸長等により、敬老祝金の受給資格及び額を見直す。

2 内容

敬老祝金の受給資格及び額を次のように改める。

(年額)

| 受給資格 | 現行 | 改正案 | 改定幅 |
|---------|----------|----------|----------|
| 満80歳の者 | 10,000円 | 支給しない | △10,000円 |
| 満88歳の者 | 10,000円 | 支給しない | △10,000円 |
| 満100歳の者 | 100,000円 | 100,000円 | 0円 |

3 施行期日

令和3年4月1日